

家庭ごみ有料化に関する意見に対する市の考え方

(1) 家庭ごみ有料化全般に関する意見

分類	件数	主な意見	市の考え方
1-1. 有料化以外の減量や有料化前にやるべきことについて	901件	<ul style="list-style-type: none"> ・有料化の前にまだやることのあるのではないか ・生ごみの減量に取り組むべき ・企業と協力して、過剰包装など販売事業者などへの対策を行うべき 	<p>有料化の前に実施すべき事項について</p> <p>有料化の前にまだやることのあるのではないかといったご意見に関しては、「雑がみをはじめとした資源物の分別回収などを実施し、資源物を出しやすくしてはどうか」、「周知啓発を徹底し市民に協力してもらいごみを減らすべき」、「ディスプレイの設置による生ごみの削減」、「リサイクルに協力した方へのポイント付与」、「ごみ袋への記名による分別の徹底」などのアイデアを主にいただいています。</p> <p>本市では、施設ごとに回収品目は異なりますが、古紙、てんぷら油、インクカートリッジ、小型家電、古着、剪定枝などの回収拠点を協働センターや清掃事業所等の公共施設に設置し、市民の皆様が資源物を分別排出しやすい環境整備を進めてきました。</p> <p>「集積所等での資源物等の回収品目を増やしてほしい」といったご意見もいただきましたが、市内には集積所が約15,000か所あり、各集積所の状況が異なり一律の対応が難しい状況にあります。また、回収経費の増加、回収頻度や回収方法、自治会等で行っている資源物集団回収や市内に約170か所ある民間事業者の拠点回収との調整などの課題があります。これらの課題を調整しつつ、いただいたごみ減量のアイデアに関しても参考とさせていただきながら、資源化がより図れる方法を検討します。</p> <p>生ごみの減量について</p> <p>生ごみの減量に関しては、「生ごみバイオマス施設の建設による分別収集や再資源化」、「キエーロの導入」、「コンポストの配付、生ごみ処理機の購入補助などの支援事業の実施や支援強化」などのご意見を主にいただいています。</p> <p>生ごみはもえるごみの約3割を占めているため、市としても減量を図りたいと考えています。生ごみのバイオマス施設については、「浜松市バイオマス産業都市構想」や「浜松市エネルギービジョン」、「浜松市一般廃棄物処理基本計画」において、エネルギー資源の活用やごみ減量に有効な取組みとして位置付けています。こうした中、市内では民間事業者によるバイオマス施設の建設計画も進められています。まずは事業系生ごみの活用を想定されていますが、安定的な事業運営が出来た後には家庭系生ごみについても検討を行う予定です。キエーロについては、現在も生ごみ処理機の購入補助対象としています。またコンポストの配付や生ごみ処理機の購入補助については、導入を促進するため情報発信の強化や効果的な支援が行えるよう補助内容の見直しも検討していきます。</p> <p>過剰包装の削減など事業者の取組みについて</p> <p>企業との協力に関しては、「過剰包装の削減やばら売りの実施」、「資源化しやすい容器包装の使用など、家庭系ごみの原因になるものの削減を販売事業者に求めるべき」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>本市の条例でも市・市民・事業者それぞれがごみの減量に努めることを定めています。併せて事業者にも簡易包装の推進や資源化が可能な容器及び包装の使用による廃棄物の発生抑制を努力義務としており、家庭系ごみの減量を推進する上で重要な取組みであると考えています。事業者には引き続き簡易包装の推進などに協力していただけるよう働きかけを行っていきたくと考えています。</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
1－2.有料化に伴う懸念について	740 件	<ul style="list-style-type: none"> ・有料化を実施すると不法投棄や不適正排出が増えるのではないか ・有料化してもごみは減らないのではないか 	<p>今回いただいたご意見は、本市の取組みの参考とさせていただきます。</p> <p>なお、家庭ごみ有料化は、ごみ減量施策の1つとして検討を進めているものです。市では、有料化はごみ減量意識を高め行動を促す施策と捉え、他の施策と併せて行うことでよりごみ減量・資源化の効果を高めることが出来ると考えています。</p> <p>有料化実施による不法投棄や不適正排出の増加の懸念について</p> <p>不法投棄や不当排出が増えるのではないかという懸念に関しては、「ごみの排出が有料になることに伴い、道路や山林、コンビニ等のごみ箱に不法投棄されるごみが増えるのではないか」、「ごみの分別ルールを守らない排出や指定されたごみ袋を使用しない排出が集積所で増えるのではないか」、といったご意見を主にいただいています。</p> <p>不法投棄については、現在も禁止されており、個人の違反者には5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられることとなっていますが、このような罰則について知らない方もおられます。不法投棄の抑止となるような啓発活動やパトロールの強化など対策をしっかりと検討してまいります。</p> <p>また、コンビニ等のごみ箱への家庭系ごみの持込みに関する懸念についても、家庭系ごみを持ち込まないルールがしっかりと守られるよう、事業者とも意見交換し、対策を検討いたします。</p> <p>不当排出に対する対応については、有料化を実施する場合は、まずは市民の皆様へ新しいごみの排出ルールについて正しく理解していただく必要があると考えています。市民説明会や有料化制度の案内で新たなごみの排出方法についてしっかりと説明するとともに、集積所での排出指導など適正排出の徹底に向けた取組みを検討してまいります。また現在も行っておりますが、ルール違反ごみについては違反ステッカーを貼付するなど、不当排出対策に関する取組みも引き続き実施してまいります。</p> <p>有料化実施によるごみ減量効果について</p> <p>有料化しても家庭系ごみは減らないのではないか、というご意見に関しては「ごみは生活していく上で必ず出るものであるため、有料化しても減らない」、「減量効果は一時的でリバウンドするのではないか」、「有料化してもごみが減るかどうかが疑問である」といった意見を主にいただいています。</p> <p>市が行った家庭系もえるごみの組成調査結果から、プラスチック製容器包装や紙類などの資源化可能なものや食品ロスなどの削減できる生ごみが、もえるごみ全体の20%程度排出されていると推定しています。ごみは日々出るものですが、これらの分別や排出抑制を行うことでごみを減量できる可能性が有ります。家庭ごみ有料化は、これらの行動を促す施策であると考えています。</p> <p>また、家庭ごみ有料化を実施している政令指定都市のごみの減量効果に関する本市の調査（資料編：資料1）では、全ての都市において家庭ごみ有料化導入によってごみ減量が図られており、その後も制度導入前の状況に戻るというリバウンドがないという結果でした。このことから、家庭ごみ有料化制度と併せて、ごみ処理手数料を活用したごみの減量・資源化施策を拡充させることで、ごみ減量効果を得ることが出来ると考えています。</p>
1－3.有料化への賛否について	733 件	<ul style="list-style-type: none"> ・有料化に対する賛成、反対 	<p>有料化に対する賛否について</p> <p>家庭ごみ有料化に関する賛否のご意見をいただきました。</p> <p>今回の意見募集は、市民の皆様に対して賛否を集約する形式でお聞きしたのではないため、意見の</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
1-4. ごみ処理経費について	259 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理は税金で処理すべき ・ごみ処理を手数料と税金で処理することは税金の二重取りではないか ・有料化に関する説明を詳しくしてほしい 	<p>多寡で家庭ごみ有料化の実施の判断を行うものではありませんが、いただいた賛否の理由などを制度内容や実施時期の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>ごみ処理手数料でのごみ処理について</p> <p>ごみ処理は税金で処理すべきといったご意見に関しては、「市税で賄えないなら税金の使い道を見直すべき」といったご意見や、「そもそもごみ処理は税金で行うべきものである」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>市民の皆様から納めていただいた税金につきましては、常に効率的な使用を心掛ける必要があります。市としても事業内容や予算の見直しを行うなど努めております。ごみ処理の費用負担に関しては、現在税金でごみの処理を行っていますが、ごみは市内に住むすべての方が排出するもので、ごみの排出量に応じて負担の増減があったほうが公平なのではないかといった議論や、住民票を移していない方のごみ処理に係る費用を、その他の市民税を支払っている方が負担するのが適切なのかといった公平性に関する議論もあります。市では、これらの課題に関して、家庭ごみ有料化の実施によって公平性を図ることができるのではないかと考えています。</p> <p>税金の二重取りとの懸念について</p> <p>ごみ処理を手数料と税金で処理することは税金の二重取りではないかといかといった懸念に関しては、「すでに税金で負担をしているのだから、手数料として徴収するのは二重にお金を徴収することになるのでは」、といったご意見を主にいただいています。</p> <p>地方自治法第 227 条には「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することが出来る。」とあり、ごみ処理手数料はこれに基づくものです。なお、ごみ処理手数料の徴収は当該地方自治法に違反するものではないとの判例もあります。</p> <p>また、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」にも「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。」とされています。</p> <p>これらのことより、ごみの処理は必ずしも税金のみで行う必要はないと考えています。</p> <p>なお、浜松市では、ごみの処理として現在約 61 億円の税金が使われています。家庭ごみ有料化を実施した場合でも、手数料収入は一部のみで、残りの大半は引き続き税金で賄うこととなります。</p> <p>このため、家庭ごみ有料化を実施する場合は、手数料で賄う部分と税金で賄う部分を明確にすることで、二重にお金をお支払いいただいているということではないことを説明し、市民の皆様にご理解いただけるよう丁寧に説明いたします。</p> <p>有料化説明の補足について</p> <p>有料化に関する説明を詳しくしてほしい、といったご意見に関しては、「例えば手数料収入はいくらくらいを見込んでいるのか」、「有料化の検討は金銭的に困っているため実施するのか」といったようなご意見を主にいただいています。</p> <p>手数料収入に関しては、制度素案にお示した 10 あたり 1 円のごみ処理手数料の負担をお願いした場</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
			<p>合、浜松市と同規模の人口・世帯数で、1リットル＝1円で有料化を実施している新潟市を参考にし、年間約9億円程度になるのではないかと想定しています。</p> <p>また、家庭ごみ有料化は、第一にごみ減量を目的として検討をしているものであり、現在のごみ処理経費が足りないという理由から検討しているものではありません。ごみの減量により、循環型社会の構築や二酸化炭素の排出削減などの地球環境の保全、現在の最終処分場を長期間使うことによる市内の環境保全、将来的に建設するごみ処理施設の規模を小さくすることによるごみ処理費用の抑制を行うことが出来ると考えています。抑制された分の税金は教育や福祉など、市民の皆様が必要とする分野で活用させていただきたいと考えています。</p>
1－5. 社会情勢に関する意見	186件	<ul style="list-style-type: none"> ・物価高や年金の減少、コロナ禍等で生活が苦しい中で家庭ごみ有料化を実施すべきでない 	<p>社会経済情勢に対する配慮</p> <p>「物価高や賃金が上がらない状況、年金の減額など、現在において家庭ごみ有料化を実施すべきではない」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>浜松市環境審議会から、「家庭ごみ有料化は有効な施策の一つであると考えられます」とされていますが、同時に「家庭ごみ有料化は、市民の日常生活に大きな影響を与える施策であり、実施する場合には社会及び経済情勢などを十分に考慮する」ようにとの答申をいただきました。</p> <p>市としても、コロナ禍での収入の減少、円安などに伴う物価高の影響を受けている現時点での実施は、難しいと考えております。家庭ごみ有料化制度の導入については、社会経済情勢に配慮することが重要であると考えています。</p>
1－6. 有料化実施都市について	46件	<ul style="list-style-type: none"> ・有料化を実施している都市の情報について知りたい、減量効果についても知りたい ・他都市が実施しているからと言って浜松市も実施すべきではない 	<p>有料化実施都市の減量効果などの情報について</p> <p>有料化を実施している都市の情報について知りたいというご意見に関しては、「実施をしている都市の名前や減量効果がどれくらい出ているのか知りたい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>家庭ごみ有料化を実施している都市の情報についてですが、環境省の調査では1,741市区町村中1,145市区町村が実施（令和2年度現在）しています。政令指定都市では、20市中9市が実施（資料編：資料1）、県内では、35市町中20市町が実施（資料編：資料2）しています。</p> <p>ごみの減量効果については、政令指定都市の有料化導入前後の一人1日当たりの家庭系ごみの排出量を比較すると資料編：資料1のとおりとなっています。</p> <p>有料化の検討理由について</p> <p>他都市が実施しているからと言って浜松市も実施すべきではない、というご意見に関しては、「全国の約6割の都市が実施しているという理由だけで検討するのは安易だ」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>家庭ごみ有料化の実施都市の割合が、平成17年には全国の約56%の都市であったものが令和2年には約66%まで増加していることから、国は「一般廃棄物の有料化は、市町村が一般廃棄物の排出抑制や再生利用等による資源循環の推進や、排出量に応じた負担の公平性及び住民の意識改革を進めるために有効な施策と言える」としています。</p> <p>また、浜松市環境審議会から、「市が、引き続き環境負荷の低減に向けて、様々なごみの減量施策の推進に取り組む必要がある中で、家庭ごみ有料化は有効な施策の一つであると考えられます。」との答申をいただきました。</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
1-7.その他	426件	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットや動画などの制度素案に関する感想 ・現行指定ごみ袋に関する疑問 ・有料化ありきで考えているのではないか 	<p>これらを踏まえて、市としても家庭ごみ有料化はごみ減量・資源化に有効な施策であると判断し、検討しているものです。</p> <p>制度素案に対する感想について</p> <p>制度素案に関する感想に関しては、「よくわかった」、「わかりにくかった」、「ごみ減量の取組は重要だと思った」、「市民のメリットが感じられない」、「もう少し詳しく説明が聞きたかった」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>分かりにくかったというご意見や詳しく知りたかったというご意見に対しては、今回の市の考え方で補足するとともに、今後も市民の皆様からの問い合わせにはより分かりやすく説明するよう心がけます。</p> <p>現行指定ごみ袋に関する疑問について</p> <p>現行指定ごみ袋に関する疑問に関しては、「すでにごみ処理手数料を払っていると思っていたのに違うのか」、「なぜ現行の制度導入時に市が手数料を徴収する形にしなかったのか」、「ごみ袋購入費が製造事業者の収入になるのは納得がいかない」、といったご意見を主にいただいています。</p> <p>現行指定ごみ袋は、①ごみの減量効果、②ごみへの関心を高め分別の徹底やルール遵守の喚起、③近隣市町からのごみ流入防止効果の3点を目的として平成25年度に導入しました。この制度は市が袋の規格を定め、事業者が規格にあった袋を市の承認を得て自由に販売する制度です。袋の製造や流通に市は関与しておらず、市場原理で行われています。この制度で市民の皆様がお支払いいただいている金額は、あくまで袋の価格であり、ごみ処理費用の一部をごみ袋代に含めていただく「家庭ごみ有料化」とは異なる制度です。このため、ごみ袋の売上は市には入らず、販売店や製造事業者の収入となっています。</p> <p>有料化ありきではないかとの意見について</p> <p>有料化ありきではないかというご意見に関しては、「有料化ありきの意見募集になっている」、「有料化が前提になっている」、「有料化ありきではなく市民の意見を優先してほしい」、といったご意見を主にいただいています。</p> <p>今回の意見募集については、リーフレットや動画でもお示ししたとおり、家庭ごみ有料化に関するご意見を市民の皆様へ募集するにあたって、制度に関する理解を深めていただいたうえでご意見を伺うという趣旨で実施しました。このため、仮に有料化を実施するとしたらこのような制度ではどうか、という前提で制度素案をお示しし、各項目にご意見をいただく形式としました。このため、内容が家庭ごみ有料化の話となっていますのでご理解ください。</p>

(2) 対象品目やごみの出し方に関する意見

分類	件数	主な意見	市の考え方
2-1. ごみの出し方・分別・回収方法について	330件	<ul style="list-style-type: none"> ・分別方法を様々な方法で周知・啓発してほしい ・ルール違反ごみの対応を検討してほしい ・資源物の回収場所・回収日を増やしてほしい ・収集方法の提案 ・分別品目を見直してはどうか 	<p>分別方法の周知・啓発について</p> <p>分別方法を様々な方法で周知・啓発してほしいといったご意見に関しては、「分別や出し方について詳しく周知すべき」、「プラスチック製容器包装がどの程度汚れを落とせば良いか分からない」、「雑がみの分別方法や回収日・場所について分からない」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>ごみ・資源物の分別方法や資源物の出し方の周知については、従前から各戸へのごみ出しカレンダーの配付、協働センター等におけるリサイクル拠点マップの配布やホームページへの情報掲載、出前講座での説明などを行っています。より多くの方に分別や資源化に取り組んでいただけるよう、今後も様々な手法で周知啓発に努めてまいります。</p> <p>プラスチック製容器包装の出し方ですが、例えばカップめんの容器を出す場合は、中身をすべて食べた後、中を水で洗ったり布等で拭いたりして油汚れや臭い移りがないようにして出すことになっています。ただし、汚れが落ちないもの、臭いがひどいものはもえるごみへ出すことになっています。</p> <p>雑がみは、新聞紙や雑誌・ダンボール・紙パック以外のリサイクルできる紙（ティッシュボックスやお菓子の箱、トイレトペーパーの芯等）のことで、協働センター等の公共施設や民間業者が設置している回収拠点、自治会等が行う資源物集団回収で回収しています。従前から雑がみに関しては啓発を行っておりますが、より多くの方に分別に取り組んでいただけるよう、引き続き啓発に努めてまいります。</p> <p>ルール違反ごみへの対応について</p> <p>ルール違反ごみの対応に関しては、「ルール違反（袋の入れ間違いも含む）ごみは回収されないのか」、「ルール違反ごみが出た場合の対処やルール違反ごみを出す人への対処を考えてほしい」、「罰則を設けるべき」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>指定したごみ袋に入れて排出しないなどのルール違反のごみに関しては、現在、収集時に違反シールを貼付して一定期間集積所に置くなどの対応を取り、違反者にルール違反であるとの認識を持っていただくようにしています。有料化後も同様の想定です。しかし、集積所のルール違反ごみが増えしまうと集積所を管理する自治会等の負担となってしまいます。有料化を実施する場合は、袋の入れ間違い等を防ぐため、有料化に伴うごみ出しルールを市民の皆様へしっかりと周知・説明することや、集積所を管理している自治会等への支援を行うことを考えています。引き続き自治会連合会等とも相談しながら検討を進めてまいります。</p> <p>資源物の回収場所や回収日について</p> <p>資源物の回収場所・回収日を増やしてほしいといったご意見に関しては、「リサイクルの促進のため、今ある雑がみやトレー、古着等の資源物の回収場所を増やしてほしい」、「雑がみ等の資源物について集積所で回収してはどうか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>資源物の回収場所・回収日は、費用対効果等も考慮しながら、市民の皆様がより出しやすい環境の整備について検討してまいります。</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
			<p>収集方法に関する提案について</p> <p>収集方法の提案に関しては、「戸別収集を行ってはどうか」、「袋を使用しない回収方法を検討してはどうか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>戸別収集はごみの出しやすさや分別意識の向上がメリットとして挙げられる一方で、市域が広い浜松市では収集経費の増大等の課題も考えられますので、実施は難しいと考えています。袋を使用しない回収方法についてはごみの出し方や収集方法を大幅に見直すこととなりますので、メリットや課題など、様々な面から研究してまいります。</p> <p>分別品目の見直しについて</p> <p>分別品目を見直してはどうかといったご意見に関しては、「分別品目をもっと細分化してもよいのではないか」、「プラスチック製容器包装の分別を止めてもえるごみとして回収してはどうか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>分別品目の細分化については、市民の皆様の分別品目増加による負担増や、処理工程の変更に伴う収集・運搬及び処分費用の増加等の課題もありますので、引き続き検討してまいります。</p> <p>プラスチック製容器包装は、収集後に全てリサイクルしているため、分別することでもえるごみの減量に繋がります。また、容器包装リサイクル法においても分別収集を促進するよう求められていますので、引き続き分別収集を行ってまいります。</p>
2-2. 剪定枝や草木の回収について	156件	<ul style="list-style-type: none"> ・草木類は枝のみではなく葉や草も無料としてほしい ・みどりのリサイクルの場所や回数を増やしてほしい 	<p>有料化対象品目について（葉・草）</p> <p>葉や草も無料回収してほしいといったご意見に関しては、「家に庭や木がある家庭や隣が公園等で落ち葉が舞い込んでくる家庭にとっては葉や草が有料となると大きな負担になる」、「葉は有料で枝のみ無料にするのは整合性がない」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>草や落ち葉の排出方法についてですが、葉や草は緑化を進める中で出てくるものであるため、制度素案を修正し、剪定枝と同じく葉や草に関しても有料化の対象外とすることを考えています。</p> <p>みどりのリサイクル（草木の資源化）について</p> <p>みどりのリサイクルの場所や回数に関しては、「現在の設置場所では遠くて持ち込めない人もいるので協働センター等身近な場所にも設置してほしい」、「みどりのリサイクルの開設日を増やしてほしい」、「もっとみどりのリサイクルについて広報してほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>みどりのリサイクルに関しては、草木類は、庭や垣根のある戸建て住宅のご家庭から多く出ることから、戸建て住宅の多い地域の近くに拠点を設置できないか検討中です。また、草木類を資源化業者へ市民の皆様が直接持ち込む方法についても検討してまいります。</p>
2-3. 有料化対象品目について	110件	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装も有料化対象品目にした方がよいのではないか ・有料化対象品目はもえるごみだけでよい、又はもえないごみだけでよい ・ボランティア清掃を行っている方への負担が大きくなるのではないか 	<p>有料化対象品目への追加について（プラスチック製容器包装）</p> <p>プラスチック製容器包装も有料化対象品目にしたほうがよいのではないかとご意見に関しては、「2種類の袋の管理が煩雑になる」、「有料化対象品目用の袋との入れ間違いが増えそうなのでプラスチック製容器包装も有料がよいのではないか」、「環境への配慮やごみを減らすことを考えるとプラスチック製容器包装も有料がよいのではないか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>制度素案では、現在もえるごみやもえないごみに含まれるプラスチック製容器包装等の資源化可能物</p>

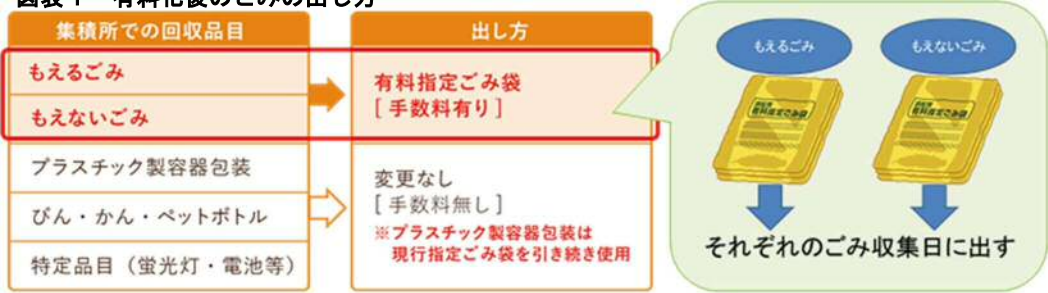
分類	件数	主な意見	市の考え方
			<p>の分別を促進させるため、もえるごみやもえないごみ以外は従来の出し方を踏襲する案をお示しました。これには、プラスチック製容器包装をもえるごみとして出せば金銭的負担は増えますが、分別すれば、引き続き現行指定ごみ袋で排出することができ、負担が増えないことから分別を促進させる効果を期待しています。</p> <p>ごみ袋を1種類にした場合、プラスチック製容器包装についても有料指定ごみ袋に入れていただくことになり、市民の皆様への金銭的負担が大きくなってしまい、分別促進効果もあらわれにくくなると考えています。このため、制度素案では、有料化を実施する場合、現行指定ごみ袋と有料指定ごみ袋を使い分けていただくこととしています。</p> <p>有料化対象品目（もえるごみ・もえないごみ）について</p> <p>有料化対象品目はもえるごみだけで良い、又はもえないごみだけで良いといったご意見に関しては、「もえないごみはほとんど出さない・削減できないので有料化しないでほしい」、「もえるごみは生活していて最も出るごみなので有料化しないでほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>もえるごみは、家庭から出るごみの9割以上を占めています。もえるごみの中には食品ロス（本来であれば食べられた食品）、再資源化可能な雑がみやプラスチック製容器包装が約2割含まれていますので、もえるごみを有料化の対象品目とし、もえるごみの中からこれらの削減・分別を促すことで家庭系ごみ全体の減量につながると考えています。また、もえないごみは破碎処理後、鉄やアルミ等再生工場に運ばれリサイクルされるもの以外は全て最終処分場に埋め立てており、もえないごみを減らすことで将来的に最終処分場を長く使うことができます。そのため、もえるごみともえないごみを有料化品目とするのが望ましいと考えています。</p> <p>ボランティア清掃への配慮について</p> <p>ボランティア清掃を行っている方への負担が大きくなるのではないかとご意見に関しては、「もえるごみが有料となると、街路樹の落ち葉清掃や公園等の草刈りや清掃をボランティアで行っている人たちの負担が大きくなるのでは」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>有料化を実施する場合には、引き続きボランティア清掃活動や自治会での清掃活動をしていただけるよう、支援を検討してまいります。</p>
2-4. ごみ袋について	59件	<ul style="list-style-type: none"> ごみ袋への記名制を採用してはどうか プラスチック製容器包装は指定袋でなくても出せるようにしてほしい 	<p>ごみ袋への記名制の採用について</p> <p>ごみ袋への記名制に関しては、「捨てる人に責任を持ってもらうように記名制を採用してはどうか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>現行指定ごみ袋においても、自由に利用できる欄を設けてあります。自治会によっては、その欄を利用して氏名等を記入し排出するという独自のルールを設けています。全市的に記名をさせることは、プライバシー保護の点から全ての市民の皆様からご理解を得ることが難しいと考えています。</p> <p>プラスチック製容器包装を入れるごみ袋について</p> <p>プラスチック製容器包装は指定袋でなくても出せるようにしてほしいといったご意見に関しては、「指定ごみ袋を使用して出すのではなく、レジ袋や透明・半透明のプラスチック製の別の袋で出せるように</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
			<p>してほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>指定ごみ袋は、プラスチック製容器包装の減量意識を引き続き持っていただくことと、市外からのごみの持ち込みを防ぐという目的もありますので、有料化後もプラスチック製容器包装は現行指定ごみ袋で出しいただくことを考えています。</p>
2-5.その他	41件	<ul style="list-style-type: none"> 資源物は収集後どのように処理されているのか 	<p>資源物の処理について</p> <p>資源物の収集後の処理に関しては、「分別して収集しているプラスチック製容器包装やペットボトル、みどりのリサイクルに持ち込まれた草木等の資源物について、どのようにリサイクルされているのか知りたい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>分別して出していただいたプラスチック製容器包装とペットボトルについては、収集後全て日本容器包装リサイクル協会に処理を委託し再資源化されています。この協会のホームページで、浜松市がどれくらいプラスチック製容器包装とペットボトルを出し、資源化されているかを確認できます。再資源化後、プラスチック製容器包装は新たなプラスチック製品や工業原料に、ペットボトルは新たなペットボトルや衣料やビニールフィルムなどに再生利用されています。</p> <p>みどりのリサイクルに出された草木類は、民間の資源化業者に処理を委託し、資源化施設で細かく砕いてチップにリサイクルされます。チップは肥料や燃料に使用されています。</p> <p>その他、ごみの処理に関するご質問もいただいておりますので、引き続き、市民の皆様へごみ減量と資源化の必要性と併せて、各家庭から出たごみの処理方法やリサイクルの状況を周知・啓発してまいります。</p>

(3) 有料指定ごみ袋に関する意見

分類	件数	主な意見	市の考え方
3-1. 有料指定ごみ袋の仕様について	388 件	<ul style="list-style-type: none"> ・厚くなり破れにくくなるのは良い、コストがかかるのであれば厚くしなくても良い ・袋の色を変えるのは良い ・バイオプラスチックを含んだ素材は賛成、バイオプラスチックを含んだ素材にすることが本当に必要なのか ・現行ではない他のサイズの袋も作ってほしい 	<p>厚さについて</p> <p>有料指定ごみ袋の厚さへのご意見に関しては、「現行のごみ袋は破れてしまう事があるので厚くなり破れにくくなるのは良い」、「厚くすることで袋製造のコストが上がったり袋の値段が上がったりするのであれば厚くしなくても良い」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>袋の販売価格(=手数料の額)は、「ごみの減量効果が期待できること」・「市民の皆様の過度な負担にならないこと」・「他の家庭ごみ有料化の実施都市の料金水準などを考慮した金額であること」の3点を主に考慮して設定しますので、袋の製造コストが直接有料指定ごみ袋の販売価格に転嫁されるものではありません。ごみ袋が破れやすいといったご意見もありますので、ごみ袋を丈夫なものにするためにも厚くすることを考えています。</p> <p>色について</p> <p>袋の色へのご意見に関しては、「現行指定袋との区別や他地域からのごみの持ち込みを防ぐため袋の色を変えるのは良いと思う」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>このため、有料指定ごみ袋の色は、制度素案の通り、現行指定ごみ袋と区別がつく色にしたいと考えています。</p> <p>素材(バイオプラスチック)について</p> <p>バイオプラスチックを含んだ素材を使用することへのご意見に関しては、「環境に配慮した素材とすることは賛成」、「バイオプラスチックを含んだ素材にすることが本当に必要なのか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>現在、日本では、プラスチックの原料で枯渇性資源である化石燃料の削減や、温室効果ガスの排出抑制の観点から、化石資源由来プラスチックからバイオマス由来のプラスチックへの転換が図られています。国は、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月策定)において、マイルストーンとして2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することを掲げており、重点戦略の1つとして、可燃ごみ指定収集袋等へのバイオマスプラスチックの使用を掲げています。このような中、令和3年1月に「バイオプラスチック導入ロードマップ」が、令和4年3月に「地方公共団体におけるバイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン」が国から示されました。今後、市として新しいごみ袋を作成するのであれば、資源循環や環境に配慮し、国の方針にも沿ったバイオプラスチックを含んだ素材とすることが適切であると考えています。</p> <p>サイズについて</p> <p>現行ではない他のサイズの袋も作ってほしいといったご意見に関しては、「一人暮らしや二人暮らしで一度に出るごみの量が少ないので50や70といった小さいサイズも作ってほしい」、「450では足りないのもっと大きなサイズも作ってほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>家庭ごみ有料化を導入する場合は、制度開始時に混乱を招く恐れがあるため、現行と同じく100、200、300、450で始めるのが良いのではないかと考えています。また、ごみの減量を目指す中では、容量の大</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
3-2. 有料指定ごみ袋の製造・流通について	119 件	<ul style="list-style-type: none"> 袋の製造に余計な製造コストはかからないのか、市が製造・販売するとはどういう仕組みか 有料指定ごみ袋の購入場所はどうか 	<p>きなごみ袋を新たに作ることは馴染まないと考えています。ごみの減量が進み、より小さなごみ袋の需要が増加した際には、検討してまいります。</p> <p>袋のコストや製造・流通経路等について</p> <p>袋の製造に余計な製造コストはかからないのか、市が製造・販売するとはどういう仕組みかといったご意見に関しては、「新しくごみ袋を作ったり仕様を現行から変更したりすることで余計な製造コストがかかってしまうのではないか」、「袋の製造や流通は委託しないのか」、「袋の製造業者はどのように選定するのか」、「販売店とのやり取りはどのようになるのか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>市では現在、指定ごみ袋制度を導入していますが、これは家庭ごみ有料化制度とは別制度です。このため、家庭ごみ有料化制を導入する際は、現行の指定ごみ袋と区別する必要があるため、新たに袋を製造することになります。</p> <p>家庭ごみ有料化実施時には、有料指定ごみ袋の製造や流通・販売は、市から民間事業者へ委託する予定です。また、その際の袋の製造事業者や流通事業者は、入札にて決定いたします。袋の販売店には販売量に応じた委託料を市から支払い、販売店からは市民の皆様が袋を買う際に支払ったごみ処理手数料（＝ごみ袋代）を市へ納入してもらうことを想定しています。</p> <p>有料指定ごみ袋の購入場所について</p> <p>有料指定ごみ袋の購入場所に関しては、「購入場所はどこになるのか」、「現行指定ごみ袋と同じくスーパーやドラッグストアで気軽に買えるようにしてほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>有料指定ごみ袋は、スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア等、現在指定ごみ袋を販売している店舗で引き続き販売していただけるよう調整いたします。なお、有料化後もプラスチック製容器包装用として引き続き使用する想定で現行指定ごみ袋についても、現行の店舗で継続して販売していただく予定です。</p>
3-3. 有料化後の現行指定袋について	96 件	<ul style="list-style-type: none"> 現行指定ごみ袋は有料化後使えなくなるのか 現行指定ごみ袋から有料指定ごみ袋への移行期間を設けてほしい 	<p>有料化実施後の現行指定ごみ袋の扱いについて</p> <p>有料化後の現行指定ごみ袋に関しては、「有料化後は家に買ってある現行指定袋は使えなくなるのか」、「いつまで使えるのか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>また、現行指定ごみ袋から有料指定ごみ袋への移行期間を設けてほしいといったご意見に関しては、「家にある在庫を使いきりたいので現行指定ごみ袋と有料指定ごみ袋を両方使える移行期間を設けてほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>現行指定ごみ袋は個人のお宅や販売店等にも在庫が多くあると思われます。このため、制度素案の「2. 対象品目やごみ出し方は？」の有料化後の集積所での回収品目と出し方の図（以下図表1に再掲）でお示したように、有料化後もプラスチック製容器包装を出す際の袋として引き続き使用することを考えています。</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
			<p>図表1 有料化後のごみの出し方</p>  <p>出典：令和4年7月配付「家庭ごみ有料化制度」に対するご意見を募集します」リーフレット</p>
3-4. その他	24件	有料指定ごみ袋に関するその他の意見	<p>指定ごみ袋の違いについて</p> <p>その他、有料指定ごみ袋に関しては、「有料指定ごみ袋と現行指定ごみ袋の違いが分かりにくい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>制度素案の中では、「もえるごみ」と「もえないごみ」を有料化の対象品目と設定しています。これらを排出する際に使う袋を説明中「有料指定ごみ袋」と呼んでおり、新たに作成することを考えています。一方、「現行指定ごみ袋」は現在も販売されている指定ごみ袋のことを指しています。こちらは制度素案で有料化対象品目外としている「プラスチック製容器包装」を排出する際に利用いただくことを考えています。</p> <p>いただいた意見を参考にしながら、より市民の皆様へ伝わりやすい説明に努めてまいります。</p>

(4) 有料指定ごみ袋の価格や負担想定額に関する意見

分類	件数	主な意見	市の考え方															
4-1. 1ℓ=1円の設定（価格の妥当性）について	448件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ℓ=1円は高い（急激に上がりすぎる） ・ 1ℓ=1円の根拠を教えてほしい 	<p>手数料設定について</p> <p>1ℓ=1円の設定（価格の妥当性）や根拠に関しては、「高すぎる」、「上がり幅が多すぎる」、「少しでも負担を少なくしてほしい」、「1ℓ=0.5円くらいではどうか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>今回お示しした制度素案の1ℓ=1円という単価については、「3-1. 有料指定ごみ袋の仕様について」でお示したように、「ごみの減量効果が期待できること」・「市民の皆様の過度な負担にならないこと」・「他の家庭ごみ有料化の実施都市の料金水準などを考慮した金額であること」の3点を主に考慮して設定いたしました。</p> <p>まず、「ごみの減量効果が期待できること」についてですが、環境省が作成している『一般廃棄物処理有料化の手引き』には、下図「可燃ごみの料金水準と一人1日当たりごみ搬入削減量」が示されています。この図は、環境省が、平成22年度から平成30年度の間に家庭ごみ有料化を実施した自治体のうち、可燃ごみを対象に単純比例制（ごみの排出量に応じて手数料を徴収する制度）を導入している63自治体を対象に実施した調査結果を基にグラフ化したものです。</p> <p>この図より手数料が1円以上だと1円未満の都市よりもごみ減量効果が高くなることが読み取れます。また、1円未満の場合は、ごみの減量効果があまり出ていないことも分かります。</p> <p style="text-align: center;">図表2 可燃ごみの料金水準と一人1日当たりごみ搬入削減量</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>図表2 可燃ごみの料金水準と一人1日当たりごみ搬入削減量</caption> <thead> <tr> <th>料金水準 (円)</th> <th>削減量 (g/人日)</th> <th>削減割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5円未満</td> <td>2</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>0.5~1.0円未満</td> <td>22</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>1.0~1.5円未満</td> <td>66</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>2円以上</td> <td>156</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典：『一般廃棄物有料化の手引き』（令和4年3月、環境省）</p> <p>浜松市では、近年、事業系ごみの排出量が減少している一方で、家庭系ごみの排出量は横ばいの状態が続いています。そのため、家庭ごみ有料化を実施する場合は、家庭系ごみの減量を果たすために、本市においてもごみの減量効果が期待できる価格を設定したいと考えています。</p> <p>次に、「市民の皆様の過度な負担にならないこと」についてですが、浜松市環境審議会の議論の中でも「市民への負担を考慮して家庭ごみ有料化を実施する場合は、手数料単価は1ℓ=1円以下が望ましい」というご意見をいただいております。そのため、市としても単価設定は1ℓ=1円以下が望ましいと考え</p>	料金水準 (円)	削減量 (g/人日)	削減割合 (%)	0.5円未満	2	0%	0.5~1.0円未満	22	2%	1.0~1.5円未満	66	7%	2円以上	156	17%
料金水準 (円)	削減量 (g/人日)	削減割合 (%)																
0.5円未満	2	0%																
0.5~1.0円未満	22	2%																
1.0~1.5円未満	66	7%																
2円以上	156	17%																

分類	件数	主な意見	市の考え方
			<p>ています。</p> <p>次に、「他の家庭ごみ有料化の実施都市の料金水準などを考慮した金額であること」についてですが、市が、平成30年度に有料化制度を導入している政令市に、有料化導入前後のごみ排出量を調査したところ、「資料編：資料1」の結果となりました。政令指定都市においては、どの都市も1ℓ=1円前後の手数料単価であり、有料化を導入する前と導入後及び近年度とのごみ排出はどれも導入前と比較するとごみの減量効果が表れていることが分かります。なお、ごみの排出量は一人1日あたりの排出量で比較しているため、実績データは人口増減の影響を受けていないものとなります。</p> <p>その他、今回の制度素案においては、1ℓ=1円という単価であれば、45ℓのごみ袋が1枚45円、30ℓのごみ袋が1枚30円ということで、市民の皆様の価格イメージがしやすいということもたたき台として適当ではないかと考え、提示させていただきました。</p> <p>以上、3点を総合的に考慮して、ごみの減量を進めるためには1ℓ=1円の単価設定が望ましいと考えております。</p>
4-2. 負担の公平性について	146件	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯や年金受給者世帯に対しては負担が大きいため配慮してほしい、人数が多い世帯には負担が大きいため配慮してほしい ・普段からごみ減量に取り組んでいる世帯にとっては負担が増えるだけになってしまい不公平である 	<p>低所得者等への配慮について</p> <p>低所得世帯や年金受給者世帯、世帯人数が多い家庭に対する配慮に関しては、「高所得者と比べて低所得者の負担が大きくなる」、「年金が減り生活が苦しい」、「子どもが多い世帯ではごみが多くなり不公平感がある」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>市としては、家庭ごみ有料化の目的がごみの減量であることを踏まえると、全ての家庭でごみの減量に取り組んでいただきたいと考えております。</p> <p>ただ、福祉部門とも協議をする中で、乳幼児や障害等をお持ちの方の紙おむつなど日常生活を送る上でどうしても出てしまうごみについては支援措置をとることを考えており、それ以外のご家庭においては、ごみの減量・分別にご協力いただきたいと考えています。</p> <p>ごみ減量にすでに取り組んでいる世帯の不公平感について</p> <p>ごみ減量にすでに取り組んでいる世帯の不公平感に関しては、「すでに取り組んでいる人はごみを減らすことが出来ず負担が増えるだけ」、「しっかり分別している人へのサービスも示してほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>すでにごみ減量に取り組んでいただいている世帯にも引き続きごみ減量に取り組んでいただけるよう、有料化による手数料収入の中から環境・ごみに関連するような事業で市民の皆様に還元できるような施策を検討していきたいと考えています。</p>
4-3. 手数料の設定方法について	132件	<ul style="list-style-type: none"> ・最初から1ℓ=1円という高い価格ではなく、段階的に価格を上げてはどうか ・ごみ減量の目標を達成したら手数料を下げはどうか(今後、見直ししてほしい) ・ごみ袋の全てのサイズの手数料価格を一律にするのではなく、サイズごとに手数料価格に差をつけてはどうか ・ごみについては一定量までは無料にして、基準を超えたら有料にしてはどうか 	<p>手数料の激変緩和について</p> <p>段階的に価格を上げてはどうかというご意見に関しては、「最初から1円では負担が大きいため、0.5円から始めたらどうか」、「段階を踏んで実施してほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>上述の「4-1. 1ℓ=1円の設定(価格の妥当性)について」の市の考え方とおおり、市としては、ごみの減量を第一の目的として家庭ごみ有料化の導入を検討しています。</p> <p>そのため、段階的導入をする場合においても、最初に導入する単価はごみ減量効果が期待できる単価で設定する必要があると考えています。</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
			<p>手数料の値下げについて</p> <p>手数料の見直しに関しては、「ごみ減量の目標を達成したら手数料を下げてください」「定期的に見直してほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>手数料単価については、ごみの排出量の目標値を達成し、その後数年間、目標達成を維持できれば、その時の状況も踏まえた上で見直しも検討していくことになると思います。また、ごみの排出量の状況や決算情報などは毎年公開するとともに、定期的な家庭ごみ有料化制度の総括・見直しを実施していく必要があると考えております。</p> <p>袋のサイズごとの手数料に差をつけることについて</p> <p>ごみ袋の大きさに応じた手数料設定のご意見に関しては、「小さいサイズを割安にしたらごみ減量効果が高まるのではないか」、「小さい袋に誘導するために価格差を設けたらどうか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>市としても家庭ごみ有料化を契機に市民の皆様によりごみの減量を進めていただき、普段お使いの指定ごみ袋のサイズも適量にしていただくことが望ましいと考えているため、ごみ袋に価格差を設けることは有効な手法であると考えています。具体的には、45ℓのごみ袋から30ℓのごみ袋への切替えを促進したい場合は、45ℓのごみ袋の手数料単価を30ℓのごみ袋の手数料単価より高めに設定するといったことが考えられます。</p> <p>しかし、初回導入時においては、市民の皆様に分かりやすい価格設定で導入することが望ましいのではないかと判断し、価格差を設けない形で導入することを考えています。導入後の効果検証の中で、あまりごみ減量効果が上がらない場合は、定期的な制度見直しの中で価格差をつける手数料改定も必要と考える。</p> <p>ごみ袋の負担軽減策について</p> <p>ごみ排出に際し、一定の負担軽減をしてほしいというご意見に関しては、「ある程度のごみ袋を市民に配ってほしい」、「負担が大きい為一定枚数までは無料にしてほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>実施するとした場合は、無料分のごみ袋などを各世帯に配付し、配付分を超えたごみ量を出す場合は、各自で有料のごみ袋を購入いただくといった手法（一定量無料方式）も考えられます。一定量無料方式の場合の利点としては、ごみの減量に積極的に取り組む方にとっては無料配付枚数以下であれば、ごみ袋の購入費用の負担はなく、理想的には優れた仕組みとなります。ただ、課題として、無料配付分の範囲内は経済的動機付け（インセンティブ）が働きにくいいため、ごみ減量への意識向上や実践行動への誘導が難しくなり、制度素案の方式よりもごみ減量効果が低くなる傾向にあると言われております。</p> <p>また、世帯人数ごとに無料配付分の枚数を設定し、相当分を製造・全戸配付するため、運用費用が割高になると同時に、転居や世帯人数の変動に併せて配付分も変動するため非常に複雑な仕組みとなり、管理運営上のトラブルなども懸念されます。</p> <p>このようなことから有料化実施都市の多くが、排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式（排出量単純比例方式）を採用しているのが現状です。</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
4-4. 負担想定額について	130件	<ul style="list-style-type: none"> 市の示した負担想定額の根拠を具体的に示してほしい 市の負担想定額は妥当ではないのではないか 	<p>市としても、全ての家庭でごみの減量に取り組んでいただくことを期待して家庭ごみ有料化を検討しているため、手数料の徴収方式としては制度素案でお示した単純従量制での導入を考えています。</p> <p>負担想定額の根拠・妥当性について</p> <p>負担想定額に関しては、「市の示した負担想定額の根拠を示してほしい」、「市の負担想定額は妥当ではないのではないか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>以下に、負担想定額の考慮点をお示いたします。なお、今回制度素案でお示した負担想定額は、一つの目安としてお示したものです。</p> <p>【負担想定額における考慮点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象：全体のごみ量の95%以上を占める「もえるごみ」排出分を対象 ■推定排出量：平成30年度から令和2年度までの3か年の一人1日あたりのごみ排出量平均を基に推計 ■袋使用枚数：平成30年度に浜松市が実施した「ごみ減量・資源化に関するアンケート」より世帯人数ごとの平均枚数、使用サイズを算定 1人世帯・・・5枚/月、2人世帯・・・8枚/月、3人世帯・・・9枚/月、4人世帯・・・9枚/月 使用サイズは450サイズが最も多いことを確認 ■現行指定袋の価格：現行の指定ごみ袋は浜松市が仕様の認定をして、ごみ袋の製造業者が店舗と契約し、最終的に店舗が販売価格を決定しているため、市で実際の店舗のごみ袋の販売価格を調査し、450ごみ袋の平均販売価格を約10円と確認 <p>負担想定額の中でお示した有料化後のごみ減量の割合（10%）ですが、これは資料編：資料1のとおり政令市ですでに有料化を実施している都市のうち、浜松市と同様に指定ごみ袋制度から家庭ごみ有料化を導入した福岡市・仙台市・千葉市の有料化におけるごみ減量効果の平均が12.1%であったことや、浜松市における家庭系もえるごみの内訳調査（実際に出されたごみを開封して内容を調査）で、食品ロスや雑がみ、プラスチック製容器包装など分別することで削減できるごみが20%程度含まれていることが分かっていることなどから1つの減量効果の想定としてお示したものです。</p>
4-5. その他	13件	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭ごみの有料化」というが、実質は「ごみ袋の値上げ」ではないか 	<p>家庭ごみ有料化の表現について</p> <p>その他のご意見として、「すでにごみ袋を有料で購入しているから有料化ではなく値上げではないか」、「実質的に値上げであることを説明すべき」といったご意見をいただいています。</p> <p>浜松市は平成25年度より指定ごみ袋制度を導入しており、市内全域で共通のごみ袋に統一しました。そのため、現在、市民の皆様には店舗で共通の指定ごみ袋を購入いただいています。なお、現在の指定ごみ袋の販売価格はごみ袋の原価やごみ袋の製造業者・販売店舗の収入などから構成されている袋の価格であり、市に収入は入っていません。</p> <p>一方、家庭ごみ有料化制度は、上述の「4-3. 手数料の設定方法について」の市の考え方のとおり、手数料を条例で設定し、市に収入が入ってくる制度であり、袋の価格を含んだ手数料を袋の購入を通じて市に納めていただくものです。</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
			<p>このように、制度の仕組みが異なるため、「家庭ごみ有料化」という表現を用いています。</p> <p>「有料化」という表現の分かりにくさについては、今後の市民の皆様への周知の際に、丁寧に説明をしていきたいと考えています。</p>

(5) 紙おむつ使用者等に対する配慮に関する意見

分類	件数	主な意見	市の考え方
5-1. 対象者について	217 件	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所児以外とあるが「施設」とは何を指すのか ・生活保護受給世帯は対象にならないのか ・紙おむつ利用者以外にも配慮は必要ではないか 	<p>新生児・乳幼児における「施設」の定義について</p> <p>施設入所児に関しては、「施設入所児以外とあるが「施設」とは何を指すのか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>新生児・乳幼児の該当要件は、「3歳未満かつ施設入所児以外」となっているが、この「施設」とは何を指すのか、というご質問についてですが、これは児童養護施設、障害児入所施設、乳児院等、常時お子様が入所している施設を指しております。保育園・こども園に入園している3歳未満のお子様については、ご家庭で生活をしており、各家庭でおむつの廃棄があるため、減免の対象としたいと考えています。</p> <p>3歳未満という条件を広げてほしいというご意見がございましたが、年齢条件は紙おむつ排出量推計（2020年：日本衛生材料工業連合会）を判断材料の一つとしました。成長には個人差もありますが、他都市の事例も鑑み、年齢要件は3歳未満という設定にしています。</p> <p>生活保護受給世帯について</p> <p>生活保護受給世帯に関しては、「生活保護受給世帯も対象としてほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>生活保護受給世帯に関しては、生活保護制度における「生活扶助」において、基本的な日常生活費を補填するための金額が支給されており、その中にはごみ処理に係る費用も含まれています。その支給額に加えて、ごみ袋の減免を行うことは二重支給になってしまうため、福祉部門とも協議した結果、本市としてはごみ処理手数料の減免を行わないことを考えています。</p> <p>その他の配慮対象者について</p> <p>紙おむつ利用者以外への配慮に関しては、「生理用品やペット用おむつ等への配慮も必要」、「住民税非課税世帯、低所得世帯にも配慮してほしい」といった意見を主にいただいています。また、それらのご意見とは対照的に、「やみくもに対象者を広げるべきではない」、といったご意見もいただいています。</p> <p>それぞれのご家庭で家族構成や生活様式等が異なることから、生活する中で出るごみの量も種類も異なってくるという事は理解しています。しかし、該当要件が多岐にわたり拡大することで、対象世帯の管理や把握が困難となり、制度運用に係るコストの増大も見込まれることから、家庭ごみ有料化を実施する場合は、制度素案の「5. 紙おむつ使用者等に対する配慮は？」中の図示した要件に該当する方を減免対象としていくのが良いのではないかと考えています。</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
5-2. 必要性の有無について	138 件	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児や高齢者等がいる世帯では、紙おむつの廃棄が多いため配慮が必要 ・コストや事務の煩雑さから配慮は不要 	<p>紙おむつ使用者等に対する配慮に関しては、「配慮が必要である」といったご意見と「配慮は不要である」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>配慮は必要との意見について</p> <p>紙おむつ使用者等に対する配慮は必要であるというご意見に関しては、「乳幼児や高齢者等がいる世帯では、紙おむつの廃棄が多いため配慮は必要」、「子育て世代が住みやすいと思えるようになる」、「今後、高齢化がさらに進み、自宅介護をするような場合になっても配慮があると助かる」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>ごみの減量については全ての市民の皆様に取り組んでいただきたいものですが、常時紙おむつを使用するなど、個々の努力でごみの減量が難しい方については、他都市同様に、本市としても配慮が必要であると考えています。</p> <p>配慮は不要との意見について</p> <p>紙おむつ使用者等に対する配慮は不要であるというご意見に関しては、「紙おむつ使用者等に配慮するにあたり、対象世帯の管理や把握、配送方法等のコストがかさむ」、「事務処理が煩雑になってしまうのではないか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>有料化を実施する場合には、経費削減を図るため、対象世帯の把握方法や配送方法の効率的な仕組みづくりを他都市の事例を参考にしながら構築してまいります。</p>
5-3. 配布方法・枚数について	86 件	<ul style="list-style-type: none"> ・配布方法や枚数について、一定枚数とは何枚になるのか、どのように配送されるのか 	<p>配布方法に関する詳細案について</p> <p>配布方法や枚数に関しては、「一定枚数とは何枚になるのか」、「どのように配送されるのか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>月々の使用枚数については、他都市の事例や統計などを参考にそれぞれ算出することを想定しています。配送方法は利便性を考慮し、市が委託した運送業者が対象者のご自宅まで配送することを予定しています。</p> <p>新生児・乳幼児は、制度開始時や転入時点の月齢ごとに使用枚数を設定します。おむつが外れる時期は個人差がありますが、2歳 11 か月までの分を一括でお送りする予定です。お子様が複数人いる場合は、その人数分をお渡しします。その他の紙おむつ使用者、ストマ装具使用者、腹膜透析を受けている方は申請時点から年度末までの分を一括でお送りする予定です。</p> <p>「チケットやスマホのクーポン等を配付し、店舗等で引き換える方法が良いのではないか」というご意見もございましたが、対象者の利便性の面から、前述しました自宅へ配送する方法が適切ではないかと考えています。</p>
5-4. 申請方法について	62 件	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請について負担にならない簡単な方法で申請できるようにしてほしい 	<p>負担にならない申請方法の検討について</p> <p>申請方法に関しては、「減免申請について負担にならない簡単な方法で申請できるようにしてほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>市がすでに所有している情報で減免対象かどうか判断できる場合は、原則申請不要と考えております。新生児・乳幼児、市の紙おむつ関連サービス受給者、市のストマ関連サービス受給者、以上の方々については、出生届や各種サービスを受給するための手続きをすでにされているため、その時点で減免対象</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
			<p>であると判断し、ごみ袋の減免申請については不要とする予定です。</p> <p>しかし、それ以外で、在宅で常時紙おむつを使用している方は申請が必要と考えています。申請時には紙おむつを常時利用していることを証明する書類を提出していただくことを想定していますが、記載内容や添付書類等は必要最低限で済ませられるよう検討してまいります。</p>
5-5. 公平性について	31件	<ul style="list-style-type: none"> 今回、紙おむつだけ対象となることや挙げられた要件に該当する人だけが対象であることについて不公平 	<p>対象者が限られており不公平との意見について</p> <p>対象者の公平性に関しては、「紙おむつだけ対象となることや挙げられた要件に該当する人だけが対象なのは不公平」、「子どもがいる家庭ばかり優遇されることについて不公平」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>それぞれのご家庭で家族構成や生活様式等が異なることから、生活する中で出るごみの量も種類も異なってくるという事は理解しております。しかし、紙おむつは素材の性質上かさばり、特に減量の工夫が難しいものであることから、制度素案でお示しした要件に該当する方を対象としていくことが望ましいと考えます。なお、ストマ用装具使用者と腹膜透析を受けている方に関しても配慮が必要と考えるため、減免対象とする予定です。</p>
5-6. その他	87件	<ul style="list-style-type: none"> 紙おむつ使用者に送られたごみ袋は、紙おむつしか入れられないのか 	<p>配布するごみ袋を使って排出可能な物について</p> <p>配慮が必要な方へ配付するごみ袋に関しては、「紙おむつ使用者に配付するごみ袋は、紙おむつしか入れられないのか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>紙おむつは、現在市の施設で焼却処理をしています。このため、市民の皆様の使い勝手も考えると紙おむつ専用のごみ袋とせず、市販されることになる有料化ごみ袋を配付し、他のもえるごみにあわせて袋に入れることができるような使い方が良いのではないかと考えています。</p> <p>その他の意見について</p> <p>その他の意見として、「減免対象者への配付にあたって、対象者にはごみ減量に対する意識を高めるためのPRを併せてしてほしい」といったご意見をいただいています。</p> <p>これらのご意見は、啓発事業のアイデアとして参考とさせていただきます。また、「ごみ袋を現物支給するのではなく、各種手当に加算するのがよいのではないかと」、「既存の子育て支援策などに組み込んだりする形で支援したらどうか」等のご意見もございましたが、制度内容が複雑になってしまうため実現は難しいと考えています。</p>

(6) 手数料の使い道に関する意見

分類	件数	主な意見	市の考え方
6-1. 手数料の使い道について	468 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設関連の費用や自治会が管理しているごみ集積所への補助、不法投棄への対応等 ・手数料については、将来を見据えて、計画的な使い方をしてほしい ・不当排出や不法投棄対策のために手数料が使われることに納得がいかない ・そもそもごみ有料化で不法投棄が増えるのならほかの方法でごみ削減できないか ・ごみ処理手数料は、ごみ処理に関してだけ使って、清掃事業以外には使ってほしくない 	<p>主な手数料の使い道に関する意見について</p> <p>手数料の使い道の希望や提案として、いただいた主なご意見は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ回収方法の充実（雑がみの集積所回収、高齢者のための戸別収集サービス、草木類を出せる集積所の整備） ・自治会が管理しているごみ集積所への補助（金網タイプのふた付きコンテナの設置、カラス対策、不当排出の対策、監視カメラの設置） ・焼却施設の修繕や維持管理、更新等 ・ごみ減量や資源化を進めるための事業（生ごみ処理機購入補助金の拡充、リサイクル化が進められる回収システム、啓発事業） ・不法投棄のパトロール強化 <p>市民の皆様からいただいたごみ処理手数料から有料化制度の運営経費を差し引いた額で、事業を展開していくことになります。事業の実施内容は、収支に左右されることとなりますが、市民の皆様にとって有効なものとなるよう計画的に活用していきます。また、ごみ集積所への補助につきましては、現在管理をいただいている自治会との協議も必要ですので、自治会連合会と調整しながら、検討してまいります。</p> <p>不当排出や不法投棄対策への使用について</p> <p>「不当排出や不法投棄対策のために手数料が使われることに納得がいかない」、「そもそもごみ有料化で不法投棄が増えるのならほかの方法でごみ削減できないか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>不法投棄に関して現在も課題であり、啓発活動やパトロールを行っておりますが、それらの事業をさらに手厚くしながら、他市の事例を参考に有効な対策をしていくことを考えています。</p> <p>清掃事業以外への使用について</p> <p>「ごみ処理手数料は、ごみ処理に関してだけ使って、清掃事業以外には使ってほしくない」といった意見の他に、「手数料の使い道として子育て支援に関するもの（遊園地、公園、図書館等の整備）に使ってほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>家庭ごみ有料化制度については、ごみ減量と資源化を目的として検討しているため、ごみ分野に充てることが妥当と考えています。そのため、市民の皆様からいただいたごみ処理手数料については、有料化制度の運用に必要な経費に充てるほか、前述したごみ集積所の補助やごみの減量や資源化を進めるための事業等に充てていくことが望ましいと考えています。</p>
6-2. 手数料に関する説明について	133 件	<ul style="list-style-type: none"> ・抽象的な説明でよくわからない ・具体的な手数料の使い道をもっと示してほしい ・使い道が決まっていないのに有料化の話をするのはどういうことか 	<p>具体的な手数料使途等に関して説明してほしいとの意見について</p> <p>手数料の説明に関しては、「抽象的な説明でよくわからない」、「具体的な手数料の使い道をもっと示してほしい」「使い道が決まっていないのに有料化の話をしてほしくない」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>制度素案に示した使途が具体的ではないのご意見もいただきましたが、今回は、制度素案として、</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
			<p>用途の大枠をお示し、市民の皆様からのご意見を伺いながら具体的な内容を検討したいという考えから大まかにお示したものです。</p> <p>今回、手数料の使い道についてご希望・ご提案等、多くのご意見をいただいています。また、今まで自治会連合会や区協議会で自治会長や委員の皆様と意見交換もしてまいりましたので、そのご意見も参考にして、さらに検討を進め、具体的な使い道を検討していきたいと思えます。</p> <p>収支の見込みについては、浜松市と同規模の人口・世帯数で、1リットル＝1円で有料化を実施している新潟市を参考にし、収入は年間約9億円程度になると想定しています。また、ごみ袋の製造や保管・配送費、受発注システムの運用経費等の必要経費については、約5億円程度かかると見込んでいます。</p> <p>手数料は、市民の皆様からいただくことになるお金ですので、家庭ごみ有料化を実施する場合には、収支はどれぐらいの規模になるのか、どのような事業にいくら使うのか等を、分かりやすくご理解いただけるよう説明してまいります。</p>
6-3. 使い道の情報公開の仕方やその内容	66件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報はままつやホームページへ収支や手数料を使い実施した事業の内容等、何に使ったか明確にしてほしい。 ・ 高齢者や子供にもわかりやすく公開してほしい 	<p>収支や用途に関する情報公開について</p> <p>手数料の用途等の情報公開やその内容に関しては、「収支報告や手数料を使い実施した事業の内容、ごみ袋製造にかかる費用等を、広報はままつやホームページに誰にでもわかりやすい内容で公開してほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>市民の皆様に取りめていただいた手数料の額や用途については、重要な項目であるため、情報公開は必要であると考えています。情報公開する媒体については、広報はままつや市ホームページを考えておりますが、インターネットを見ることができない方に対してもお伝えできるよう、市役所や区役所の市政情報コーナーへ紙面での配架も考えています。</p> <p>内容としては、年1回、収支決算情報を公開する予定です。収入（ごみ袋をご購入いただいたことによって得たごみ処理手数料）と支出（ごみ袋製造や配送等運用に必要な経費や手数料を使い実施した事業の内容）の決算額を掲載する予定です。また、有料化制度の運営に関連する契約情報についても積極的に情報を公開することを考えています。</p>
6-4. その他	45件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料に関して、よくわかった、わからないなどの感想 	<p>その他のご意見について</p> <p>その他のご意見として、主に制度説明についての感想をいただきました。今回いただいたご意見を参考に手数料の用途について検討を進めてまいります。</p>

(7) 有料化の開始時期に関する意見

分類	件数	主な意見	市の考え方
7-1. 有料化実施時期について	212 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナや物価高のときに有料化は厳しい ・ なるべく早く実施してほしい ・ 市民の理解を得てから実施すべきである ・ 有料化の実施時期はいつか、いつから始まるのかしっかり周知してほしい 	<p>実施時期に関する意見について</p> <p>コロナ禍や物価高の時に有料化は厳しいといったご意見に関しては、「物価高が収まってから実施してほしい」、「実施時期についてしっかりと考えるべき」、「物価の値上げもあり生活が苦しい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>なるべく早く実施してほしいといったご意見に関しては、「現在のごみ問題を考慮すれば早期に開始するのが望ましい」、「将来の若者のためにも早く実施すべき」、「早く結論を出してほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>市民の理解を得てから実施すべきといったご意見に関しては、「市民に負担を強いるなら市民が納得できてから実施すべき」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>浜松市環境審議会の答申では、「家庭ごみ有料化は市民の日常生活に大きな影響を与える施策であり、実施する場合には社会及び経済情勢などを十分に考慮する」ようにとの意見がありました。市としても特にコロナ禍での収入の減少、円安などに伴う物価高の影響を受けている現時点での家庭ごみ有料化の実施は、難しいと考えています。実施にあたっては社会及び経済情勢を十分考慮する中で判断したいと考えています。</p> <p>なお、有料化の実施には当然、市民の皆様のご理解が必要不可欠であるため、実際の有料化の実施時期は、市議会で条例改正案について審議いただき可決された後、約1年間の周知期間を経てから行う見込みです。引き続き、今後の社会経済情勢を注視しながら実施時期についても検討を行うとともに、有料化についてできる限り多くの市民の皆様にご説明する場を設けていきたいと考えています。</p>
7-2. 条例改正について	29 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全市民の生活に関係するため住民投票で決めてほしい ・ 議会ですっかり審議してほしい 	<p>条例改正について</p> <p>条例改正に関しては、「全市民の生活に関係するため住民投票で決めてほしい」、「議会ですっかり審議してほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>家庭ごみ有料化は市民の皆様のご日常生活に大きな影響を与える施策のため、より丁寧に説明を行う必要があります。今後も、有料化の検討について市民の皆様にご説明する機会を設けていきたいと考えています。なお、有料化は市だけで実施を決定できるものではなく、市議会で条例改正案について審議いただき、可決されることが必要となります。市議会での審議結果を真摯に受け止めていきたいと考えています。</p>
7-3. その他	19 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料化の開始時期に関するその他の意見 	<p>その他のご意見について</p> <p>その他のご意見として、「市民の多くが納得する内容で始めてもらいたい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>有料化を実施する場合は、市民の皆様からのご理解とご協力が必要不可欠であるため、今回いただいたご意見を参考に、より市民の皆様にご納得いただけるような有料化制度の内容を検討しご説明していきたいと考えています。</p>

(8) 有料化制度の市民周知に関する意見

分類	件数	主な意見	市の考え方
8-1. 今までの周知方法・内容について	237 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料化について知っている人が少なく周知不足である ・ もっと説明会の回数や時間を増やすべき 	<p>今までの周知方法・内容に関して、「有料化について知っている人が少なく周知不足である」、「もっと説明会の回数や時間を増やすべき」、「今回のアンケートになぜ名前や住所を記載するのか」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>周知不足ではないかとの意見について</p> <p>「有料化について知っている人が少なく周知不足である」というご意見に関しては、市はこれまで有料化制度素案リーフレットを全戸配付したり、有料化制度素案の説明動画を市ホームページに掲載したりと、なるべく多くの市民の皆様にご利用について知っていただけるよう周知を行ってきました。引き続きより多くの方に家庭ごみ有料化の検討について知っていただき、ご理解いただけるよう周知に力を入れてまいりたいと考えています。</p> <p>説明会の回数等を増やすべきとの意見について</p> <p>「もっと説明会の回数や質疑応答の時間を増やしてほしい」というご意見に関しては、コロナ禍での開催や会場予約の関係上、説明会の回数や時間が限られており申し訳ございませんでした。このようなこともあり、市では全戸に制度素案の説明リーフレットを配付するとともに、市公式ホームページ上に制度素案の説明動画を掲載し、市民の皆様がいつでもご覧いただき、ホームページ上からご意見を提出いただける形式としました。また、ホームページで動画を視聴することが難しい方には、動画の視聴と質疑応答、ご意見の提出が行える協働センター等での説明会も併せて実施しました。</p> <p>今後も説明会を実施するなどする場合は、説明動画の公開や、会場での説明会を組み合わせながら、多くの方にご理解いただけるような方法を検討してまいります。</p> <p>意見提出時の氏名や住所の記載について</p> <p>「今回のアンケートになぜ氏名や住所を記載するのか」というご意見に関しては、浜松市の「パブリックコメント制度」を参考に、今回のアンケート項目に氏名や住所の記載欄を設けました。なお、今回記載いただいた個人情報については公表せず、適正に管理いたします。</p>
8-2. 有料化制度の周知方法について	234 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次代を担う子供や学生等の若者にもっと周知すべき、また高齢者にもわかりやすく周知すべき ・ 高齢者等の情報弱者が不利にならないように周知してほしい ・ 実施の案内は早めにしてほしい ・ 周知にかかる費用は税金の無駄遣いである 	<p>周知方法について</p> <p>有料化の周知方法に関しては、「次代を担う子供や学生等の若者にもっと周知すべき」、「インターネットや、携帯を持たない高齢者にも周知すべき」、「情報弱者である高齢者に配慮して周知してほしい」、「実施の案内は早めにしてほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>周知に関しては、世代別に周知方法を変える必要があると考えています。例えば、子供や学生等の若者への周知については、SNS の活用や YouTube への動画公開、学校や企業に出向いての説明、オンライン説明会の開催等を考えています。</p> <p>また、高齢者への周知については、チラシの配布や新聞への掲載、テレビ、ラジオ、地域の会場での説明会開催等を考えています。全ての世代に対してしっかりと周知できるよう、様々な媒体を活用し、幅広く丁寧に周知してまいりたいと思います。</p> <p>周知時期についても、家庭ごみ有料化に関する関連条例改正案が可決された場合は、制度実施に混乱を招</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
			<p>かないよう、早めにご案内いたします。</p> <p>なお、制度素案でお示した周知方法以外に、集積所、協働センター、指定ごみ袋を取り扱う店舗でのポスター掲示、LINE・Twitter・Instagram等のSNSの活用、テレビCMやラジオ（浜松市在住の有名人に出演してもらう）、新聞への掲載、web会議の開催、学校や会社に出向いて説明、有料化サンプル袋の配布、バスでの車内アナウンス、拡声器で周知、ごみ袋に記入等のご提案をいただきました。いただいたご提案については、有料化制度を周知する際の参考とさせていただきたいと思います。</p> <p>周知費用について</p> <p>「周知にかかる費用は税金の無駄遣いである」といったご意見に関しては、「周知に使うお金は別のことに使ってほしい」「周知にお金を使うなら手数料をとる必要性はない」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>有料化の実施が決まった場合は、有料化に伴うごみ出しルールや有料指定ごみ袋の価格等、市民の皆様の日常生活に関わる重要な内容であるため、制度開始に混乱をきたさないよう、しっかりご理解いただけるように早期の丁寧な周知が必要不可欠であると考えています。市民の皆様からいただいている税金が無駄にならないよう、周知してまいります。</p> <p>また「周知によってごみを増やしてほしくない」といったご意見もいただいています。情報を得られる環境や手段が個人によって異なるため、紙媒体での広報も必要であると考えています。紙媒体に加え、デジタルを活用した周知も併用して効率的に行いたいと考えています。</p>
8-3. 有料化制度以外の周知内容について	41件	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量方法についてもっと周知してほしい ・正しいごみの出し方について周知してほしい ・不法投棄・野焼き禁止について周知徹底してほしい 	<p>ごみの減量方法・正しいごみの出し方について</p> <p>有料化以外の周知内容に関しては、「ごみの減量方法についてもっと周知してほしい」、「不法投棄・野焼き禁止について周知徹底してほしい」、「正しいごみの出し方について周知してほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>「ごみの減量方法」や「正しいごみの出し方」に関する周知については、市民の皆様一人ひとりがごみの減量や正しいごみの出し方について日頃から意識し、実際に取り組んでいただけるよう周知することが重要であると考えています。しかし、市が行った家庭系もえるごみの組成分析調査では、もえるごみのうち約20%程度が、食品ロスの削減や雑がみ・プラスチック製容器包装等の資源物の分別で削減可能なものであると推計されており、市としてもごみの減量方法や正しいごみの出し方について、まだ周知不足であると認識しております。</p> <p>そこで、本年度内に市民の皆様が取り組みやすいごみの減量方法を具体的にまとめた「ごみ減量冊子」を全戸配付し、周知していく予定です。また、今後も、市民の皆様からご提案いただいた「8-2. 有料化制度の周知方法について」の新たな周知方法の活用を検討していくことはもちろん、現在ある「ごみ減量チラシ」や「リサイクル拠点マップ」等のチラシ、「ごみ出しカレンダー」、小学生用社会科副読本「ごみとわたしたち」等の冊子、市ホームページに掲載中の動画等の周知啓発物も引き続き活用し、より積極的に周知してまいりたいと考えています。</p> <p>不法投棄・野焼き禁止の周知について</p> <p>「不法投棄・野焼き禁止」の周知に関しては、不法投棄は「1-2. 有料化に伴う懸念について」のとお</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
			<p>り、その行為が禁止であることは知っていても、罰則について知らない方もおられます。また、野焼きについては、まずその行為が禁止されていることを知らずにやっている場合があり、周知を徹底していく必要があると考えています。今後のごみの減量方法や正しいごみの出し方の周知と併せ、禁止事項についても市民の皆様に周知してまいります。</p>
<p>8-4. 自治会未加入者・外国人・転入者への周知について</p>	<p>38件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人・転入者・自治会未加入者・借家住まいの人へ正しいごみの出し方等について周知徹底してほしい、どのように周知していくのか 	<p>自治会未加入者・外国人・転入者等への周知について</p> <p>自治会未加入者・外国人・転入者への周知に関して、「ルールをしっかりと伝えてほしい」、「アパートの管理会社にも協力してもらいたい」といったようなご意見を主にいただいています。</p> <p>有料化を実施する場合は、制度を円滑に進めるためにも、外国人の方やアパート・マンションに住んでいる方に対しても有料化や正しいごみの出し方について十分に説明し、周知することが必要不可欠であると考えています。</p> <p>外国人の方への周知については、現在ある外国語版カレンダーやごみの出し方便利帳等を活用することに加え、外国語チラシや動画の作成、説明会の開催、また、国際交流協会や市内の外国人雇用事業所、外国人学校等と連携しながら、より効果的な周知方法を検討し、周知してまいります。</p> <p>アパート・マンションに住んでいる方への周知については、アパートやマンションを管理する不動産業者等と連携し、有料化制度案内チラシ等の配布、学校や企業に出向いて説明する等により周知することを考えています。</p>
<p>8-5. 有料化制度の周知内容について</p>	<p>27件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有料化の目的や背景をしっかりと説明してほしい 有料化後のごみの出し方を丁寧に周知してほしい 有料化実施都市の情報（袋の値段、メリット等）を説明してほしい 	<p>有料化の目的や背景等について</p> <p>有料化制度の周知内容に関しては、「有料化の目的や背景をしっかりと説明すべき」や「有料化による効果や課題を説明してほしい」、「有料化による手数料の使い道をしっかりと説明してほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>有料化の目的は、「ごみの減量」です。市では、これまでも様々なごみ減量・資源化の取組みを行ってまいりましたが、平成26年度以降の家庭系ごみの排出量は横ばいで推移しており、さらなる減量が必要と考えています。そのため、令和2年7月に、全国の6割以上の自治体で実施し、減量効果が表れている家庭ごみ有料化について浜松市環境審議会へ諮問し、令和3年10月に「経済的インセンティブ（動機付け）が働き、全市民のごみ排出抑制意識が向上する等の効果が期待できることから、ごみ減量に有効な施策の一つである」との答申をいただきました。市はこれを受けて検討を進め、今回、市民の皆様にご周知の仕組みについて理解を深めていただくため、制度素案をお示しし、ご意見を伺ったところです。</p> <p>有料化による効果としては、他都市の実績からも「ごみの減量に有効な施策」であることです。（詳細は項目「1-2. 有料化に伴う懸念について」、「1-6. 有料化実施都市について」の市の考え方のとおり）</p> <p>一方、有料化による課題としては、不法投棄や不当排出の増加が懸念されることです。こちらは現在でも課題であると考えているため、有料化する・しないに関わらず、有効な対策を検討し、講じてまいりたいと考えています。（詳細は項目「1-2. 有料化に伴う懸念について」の市の考え方のとおり）</p> <p>市としても上記でご説明した有料化の目的や背景、効果、課題については、市民の皆様にお伝えすべき重要な内容であると考えています。このため、有料化の実施の有無を検討する中でも市民の皆様にご理解を深めていただけるよう周知してまいります。</p> <p>また、有料化実施決定後には、有料化制度におけるごみの出し方等有料化制度の周知と併せて改めて目的に関してもしっかりとご理解いただけるよう丁寧に周知していきたくと考えています。</p>

分類	件数	主な意見	市の考え方
			<p>なお、その他の有料化制度の周知内容としては、有料化対象品目や有料化後の現行指定袋の扱い、開始までのタイムスケジュール等の情報を周知してほしいというご意見をいただきました。有料化を実施する場合は、市民の皆様の生活に混乱が起こらないよう有料化制度について早期の周知を徹底してまいりたいと考えています。</p>
8-6.その他	7件	<ul style="list-style-type: none"> ・有料化制度の市民周知に関するその他の意見 	<p>その他のご意見について</p> <p>その他のご意見として、「真の意味で市民からの応援・支援を獲得してほしい、そのような浜松市に住みたい」や「すでにごみ袋が有料のため、スムーズに行くのではないか」といったご意見・ご感想をいただきました。ご意見は、今後の有料化検討の参考とさせていただきます。</p>

(9) その他

分類	件数	主な意見	市の考え方
9-1.これまでの減量施策について	67件	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市のこれまでの取組みについて教えてほしい ・指定ごみ袋制度のごみ減量効果について教えてほしい ・ごみ減量の取組みについて周知が足りていないのではないか 	<p>これまでの減量施策や現行指定ごみ袋の減量効果について</p> <p>これまでの減量施策に関しては、「浜松市のこれまでの取組みについて教えてほしい」、「ごみ減量天下取りの内容について教えてほしい」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>市のこれまでの取組みについては、「資料編：資料3」にまとめました。また、ごみ減量天下取り大作戦については令和3年度第2回ごみ減量推進部会資料で「資料編：資料4」のとおりまとめていますので、ご参照ください。</p> <p>浜松市における家庭系ごみの排出量は平成24年度の160,896tに対して、平成25年度のごみの出し方の制度統一・指定ごみ袋制度の導入により144,888tとなり、約10%のごみの減量に成功しました。平成26年度以降は145,000t前後と横ばいの状態が続いています。</p> <p>近年はコロナ禍による社会変動の影響を強く受け、家庭系ごみは増加し、事業系ごみは減量するという傾向が見られますが、家庭系ごみが減少しない要因の一つとしては、ごみ減量の取組みを市民の皆様全体へ浸透させることができなかつたことと捉えています。</p> <p>これまでのごみ減量の取組みについて</p> <p>ごみ減量の取組み・周知に関しては、「もっと市のごみ減量の取組みをアピールすべき」、「ごみ減量天下取り大作戦は周知不足だったのではないかと」といったご意見を主にいただいています。</p> <p>ごみ減量の取組みについて周知が足りていないのではないかとのご意見については、従来、浜松市のホームページや自治会への広報・各種広報媒体（チラシ・ポスターなど）を活用して各種ごみ減量の取組みについて周知をしてきたところですが、市民の皆様幅広く浸透していない状況であることは承知しており、重要な課題であると認識しております。</p> <p>今回、家庭ごみ有料化の検討をすることで、より多くの方にごみの減量について関心をもていただきました。この機会を捉え、ごみの具体的な減量方法等についてまとめた冊子を作成し全戸配付や各種啓発事業に活用することで、市民の皆様に関心をより高めるとともにごみ減量の取組みが広がるよう努めてまいります。</p>
9-2.その他（有料化関連以外）	197件	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量の取組みに関する提案 ・現行の浜松市の市政に対するご意見（区の再編、大河ドラマ館、野球場建設、企業支援など） 	<p>その他のご意見について</p> <p>その他のご意見として、「ごみ減量の取組みに関する提案」、「現行の浜松市の市政に対するご意見」をいただいています。</p> <p>ごみ減量の取組みの提案としては、「生ごみの減量」や「雑がみの分別」・「事業者連携」についてなど、市民の皆様より多くのごみ減量の取組みについて具体的なお提案をいただきました。こちらにつきましては、今後の取組みの検討の参考にさせていただきます。</p> <p>浜松市の市政に関する多種多様なご意見につきましては、適宜、関連部署と情報共有を図ってまいります。</p>